

「情報公開文書」

受付番号：2016-4-040

課題名：多因子疾患の個別化予防・医療を実現するための公開統合ゲノム情報基盤の構築

研究責任者：医学系研究科・教授・山本雅之

1. 研究の対象

西暦2013年5月～西暦2017年9月に東北メディカル・メガバンク計画の参加者、約6,000人／年で計約3万人（SNPアレイ解析実施対象）。内訳として東北大学側参加者約2.5万人、岩手医科大学側参加者約5,000人。

2. 研究目的・方法

【研究期間】

西暦2016年9月（倫理委員会承認後）～2021年3月

【研究目的】

本研究開発は、東北メディカル・メガバンク計画（以下、当計画）で収集済み参加者のうち、3万人のゲノム塩基多型（SNP）情報を、全ゲノム領域を網羅するSNPアレイによって取得し、頂いた健康情報と合わせることで、各領域の研究機関、学会等と連携して、国内の多くの研究者が分析できるように、公開（分譲）するものです。国内の多くの研究者がこれらの情報を活用することで糖尿病、高血圧、慢性閉塞性肺疾患などの多因子疾患リスクや治療選択判定用SNPアレイ、希少多型を標的とした創薬を目指します。ゲノム情報は多数の遺伝的多型が複雑に絡み合っていて疾患発症につながっていると考えられます。このゲノム多型の意味を読み取るには細胞生物学や生化学、臨床医学など多方面の情報も必要です。これらゲノムを含む多種多様な情報を分析する情報解析技術を活用してゲノム情報によるリスク層別化アルゴリズムの開発を目指します。最終的にはこれらを合わせて、統合ゲノム情報基盤として公開することが目標です。

【研究の方法】

メガバンク計画のコホート参加者からご提供いただいたゲノムを、全ゲノム領域を網羅するSNPアレイによって分析し、遺伝子型を確定させます。これらの個人識別情報は細胞生物学や生化学、臨床医学など多方面の情報と統合的に分析するために、高度なセキュリティーを担保した当機構のスーパーコンピュータで内外の研究者がアクセスします。このスーパーコンピュータ内では個人情報とこれらの情報は紐付けられません。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：アンケート調査、機構地域支援センター実施の検査データ

試料：血液試料

4. 外部への試料・情報の提供

高度なセキュリティを担保した当機構のスーパーコンピュータ内で提供する。

5. 関係研究組織

岩手医科大学いわて東北メディカル・メガバンク機構 機構長 佐々木真理

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL：022-717-8078

※ 東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート室

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL：022-718-5161

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート室

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL：022-718-5162

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求

することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合